

もっと知ろう！理療科 その2

～理療科で学ぶ生徒たち～

「学び」と資格取得の挑戦には年齢制限はありません！



本校の理療科では現在、18歳から40歳代までの生徒が資格取得を目指し、日々頑張っています。多くの生徒、特に中途視覚障がい入学してくる生徒は年齢も経歴も様々です。

また、生徒の眼の疾患も様々で、視野欠損や視野狭窄など見えにくさを持つ視覚障がい（弱視）がほとんどです。

視覚に障がいのない方が、はりきゅう専門学校で学ぶ内容と全く同じカリキュラムを視覚支援学校でも3年間の修業で受験資格を得ることができます。

入学資格は

1) 視覚に障がいがあり、次のア、イ、ウのいずれかに該当する方。

ア：両眼の視力がおおむね矯正で0.3未満

イ：視力以外に視機能障がい（視野狭窄、夜盲等）が強度の方

ウ：将来視力が著しく減退するおそれがある方

※入学者選抜に際しては、身体障害者手帳（視覚障がい）もしくは医師の診断書が必要になります。

2) 入学の年齢制限はありません。途中で視覚障がいになられた方も入学できます。

3) 入学資格は、保健理療科（あん摩マッサージ指圧師免許課程）、専攻科理療科（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許課程）ともに高等学校卒業以上です。



また、視覚支援学校の理療科は次のような特色もあります。

入学者選抜の受験料はかかりません。

合格後の入学料、授業料もかかりません。教科書代もかかりません。

授業にかかる諸費用は基本的に無償なものがほとんどです。

また、入学後、就学に要する費用（給食費、交通費、教科書など）の一部をご家庭の経済状況に応じて支援する就学奨励費の制度があります。

（なお、実習にかかる白衣やはり用具、消毒用アルコールなどは自己負担になります）

遠方の方のため、寄宿舎が視覚支援学校敷地内に併設されています。

※詳細は『理療科パンフレット（もっと知ろう！理療科 その7）』をご覧ください。

**「学び」と資格取得の挑戦には年齢制限はありません！
様々な年齢、経歴の仲間たちとともに学びませんか？**



こんなことで困っていませんか？

- ・子供のころから暗い場所が苦手。
- ・教科書の文字が見えない、見えにくい。
- ・視力が弱くて自動車免許が取得できない。

教育相談・入学に関する問い合わせ先



〒960-8002 福島県福島市森合町6-34

福島県立視覚支援学校

（理療科または地域支援センター）

電話：024-534-2574

FAX：024-533-2470

ホームページアドレス <http://fukushima-sb.fcs.ed.jp>

相談専用アドレス sien-gr@fcs.ed.jp

教育相談担当直通電話：080-7347-3908